



第12回 定時株主総会招集ご通知

開催日時 ▶ 平成29年6月19日（月曜日）午前10時
開催場所 ▶ 東京都港区高輪三丁目13番1号
グランドプリンスホテル新高輪「飛天」
議決権行使期限 ▶ 平成29年6月17日（土曜日）午後5時30分まで

CONTENTS

第12回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	2
株主総会参考書類	4
議案および参考事項	
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役10名選任の件	
第3号議案 取締役を対象とする業績条件付報酬の内容の 変更（業績条件付株式報酬制度への移行）の件	
（提供書面）	
事業報告	19
計算書類等	47
監査報告	53

招集ご通知

証券コード7832
平成29年5月29日

株主の皆さまへ

東京都港区芝五丁目37番8号
株式会社バンダイナムコホールディングス
代表取締役社長 田 口 三 昭

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成29年6月17日（土曜日）午後5時30分までに、次頁のいずれかの方法により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月19日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪三丁目13番1号
グランドプリンスホテル新高輪「飛天」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第12期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第12期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役10名選任の件
 - 第3号議案 取締役を対象とする業績条件付報酬の内容の変更（業績条件付株式報酬制度への移行）の件

4. 議決権行使についてのご案内

2頁～3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類（４頁～１８頁）をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権の行使には以下の３つの方法がございます。

A 株主総会への出席による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、第１２回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

B 郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示のうえ、**平成29年６月１７日（土曜日）午後５時30分**までに到着するようご返送ください。

C インターネット等による 議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスしていただき、**平成29年６月１７日（土曜日）午後５時30分**までにご行使ください。
詳しくは、次頁をご覧ください。

郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

また、インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネット等による議決権行使のお手続はいずれも不要です。

◎連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および定款第１６条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
したがって、本定時株主総会招集ご通知提供書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

当社ウェブサイト

<http://www.bandainamco.co.jp/ir/stock/meeting.html>

【インターネット等による議決権行使のご案内】

1 インターネット等による議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo! ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evot.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ可能です。ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取扱いを休止させていただきます。

※「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

2 パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

3 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo! ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（TLS通信）および携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。

4 株主さま以外の方による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

5 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット料金等）は、株主さまのご負担となります。また、スマートフォンまたは携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料等による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

システム等に関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 **0120-173-027**

（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

【機関投資家の皆さまへ】

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営の重要施策と位置づけており、当社グループの競争力を一層強化し、財務面での健全性を維持しながら、継続した配当の実施と企業価値の向上を実現していくことを基本方針としております。具体的には、安定的な配当額として年間24円を基本に、連結配当性向30%を目標に株主還元を実施してまいります。

第12期の配当金につきましては、当事業年度の業績を勘案いたしまして、期末配当については、安定配当12円、業績連動配当38円とし、さらに過去最高売上高と最高益の達成、および平成27年4月にスタートした3ヵ年の中期計画において最終年度の計数目標としていた売上高6,000億円、営業利益600億円を1年前倒しで達成できたことから特別配当20円を加え、1株につき70円とさせていただきたいと存じます。

なお、平成28年12月6日に、1株につき12円の間配当を実施しておりますので、年間配当金は1株につき82円となります。

① 配当財産の種類

金 銭

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金70円
配当総額 15,385,568,940円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月20日

取締役10名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、あらたに取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者選定の方針およびプロセス

取締役候補者の選定に関しては、会社経営上の意思決定に必要な広範な知識と経験を備え、あるいは経営の監督機能発揮に必要な出身分野、出身業務における実績と見識を有することなどに基づき選任することとしております。また、取締役のうち2名以上を独立社外取締役とすることを基本方針としております。

社外取締役候補者の選定に関しては、具体的には、企業経営者として豊富な経験を有する者や企業戦略に関する深い学識を有する者、コンプライアンス等の内部統制に精通した弁護士等が適切なバランスで選任されるように検討し決定しております。

また、取締役候補者の選定にあたっては、委員の過半数が独立社外取締役で構成される人事報酬委員会を任意に設置し、委員会の中で議論、推薦を受けるとともに、独立社外取締役の面談を経て、取締役会において決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	当社における 地位・担当	略 歴
1	石 川 祝 男 (昭和30年 4 月15日)	代表取締役会長	昭和53年 4 月 (株)ナムコ (現 (株)バンダイナムコエンターテインメント) 入社 平成 3 年 8 月 (株)ナムコEM開発部長 平成 7 年 6 月 (株)ナムコ取締役第二開発部門担当兼EM開発部長兼VS開発部長 平成11年 6 月 (株)ナムコ常務取締役研究、開発、生産管掌兼第二開発部門担当 平成17年 4 月 (株)ナムコ代表取締役副社長コンテンツ事業管掌 平成18年 4 月 (株)バンダイナムコゲームス (現 (株)バンダイナムコエンターテインメント) 代表取締役社長 平成18年 6 月 当社取締役 平成21年 4 月 当社代表取締役社長 平成22年 4 月 (株)バンダイナムコゲームス代表取締役社長 平成24年 4 月 (株)バンダイナムコゲームス取締役会長 平成27年 6 月 当社代表取締役会長 (現在)
【取締役候補者とした理由等】 平成21年以来当社の代表取締役を務めており、経営者として豊富な経験・実績・見識を有し、当社のグループ経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適切な人材であると判断し、取締役候補者としております。			
2	田 口 三 昭 (昭和33年 6 月16日)	代表取締役社長	昭和57年 4 月 (株)バンダイ入社 平成11年 4 月 (株)バンダイベンダー事業部長 平成15年 6 月 (株)バンダイ取締役ライフスタイルグループリーダー兼 ライフスタイルカンパニープレジデント 平成18年 4 月 (株)バンダイ常務取締役新規事業政策担当 平成21年 4 月 (株)バンダイ専務取締役メディア政策 新規事業政策担当 平成22年 4 月 (株)バンダイ取締役副社長メディア政策 新規事業政策担当 平成24年 4 月 (株)バンダイ代表取締役副社長グローバルメディア政策・ 人事政策担当 Real B Voice事業部・戦略プロジェクト・ 人事部担当 平成27年 4 月 当社顧問 平成27年 6 月 当社代表取締役社長 (現在)
【取締役候補者とした理由等】 当社グループにおけるトイホビー事業の主幹会社である(株)バンダイにおいてメディア政策や新規事業政策の責任者を務めるなど、豊富な経験と幅広い知見に基づくリーダーシップを発揮し、また、平成27年の当社代表取締役社長就任後は経営の監督も適切に行っていることから、中期計画の達成および当社グループの継続的成長のために適切な人材であると判断し、取締役候補者としております。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	当社における 地位・担当	略 歴
3	おお づ しゅう じ 大 津 修 二 (昭和34年 8 月 6 日)	取締役 グループ管理 本部長	昭和61年 3 月 公認会計士登録 平成 8 年12月 センチュリー監査法人代表社員 平成12年 1 月 監査法人太田昭和センチュリー（現 新日本有限責任監査法人） 代表社員 平成15年 9 月 あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）代表社員 平成16年 5 月 あずさ監査法人本部理事 平成19年10月 当社入社、顧問 平成20年 6 月 当社取締役海外担当兼グループ管理本部・企業法務室・ 業務監査室管掌 平成23年 6 月 当社取締役海外地域統括会社管掌兼グループ管理本部長 平成25年 4 月 当社取締役グループ管理本部長（現在） NAMCO BANDAI Holdings (USA) Inc. (現 BANDAI NAMCO Holdings USA Inc.) 代表取締役社長（現在） 平成27年 4 月 (株)バンダイナムコビジネスアーク代表取締役社長（現在）
			【重要な兼職の状況】 BANDAI NAMCO Holdings USA Inc.代表取締役社長 (株)バンダイナムコビジネスアーク代表取締役社長
			【取締役候補者とした理由等】 公認会計士としての専門的知識と、当社のグループ管理本部長としての豊富な経験・実績を有することから、グループ経営体制 の強化と透明性の高い経営の実現に適切な人材であると判断し、取締役候補者としております。
4	あさ こ ゆう じ 浅 古 有 寿 (昭和41年 1 月18日)	取締役 経営企画本部長	昭和61年 4 月 (株)バンダイ入社 平成17年 8 月 (株)バンダイ経理部ゼネラルマネージャー 平成17年 9 月 当社入社、経営管理部ゼネラルマネージャー 平成18年 4 月 (株)バンダイナムコゲームス（現 (株)バンダイナムコエンターテイン メント）取締役 平成20年 4 月 当社執行役員経営企画本部長 平成22年 6 月 当社取締役経営企画担当兼経営企画本部長 平成23年 6 月 当社取締役経営企画本部長（現在） 平成26年 4 月 (株)ナムコ（*）取締役 * (株) ナムコ（現(株)バンダイナムコエンターテインメント）が、新設分割により 設立した会社であります。 平成29年 4 月 BANDAI NAMCO Holdings ASIA CO.,LTD.取締役（現在）
			【取締役候補者とした理由等】 経営企画および経理財務等の経営管理に関する豊富な経験・実績・見識を有するとともに、I R・P R・S Rなどの社内外コミ ュニケーションの責任者を務めるなど、当社グループの経営戦略の推進および持続的な企業価値向上のために適切な人材であると 判断し、取締役候補者としております。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	当社における 地位・担当	略 歴
5	かわぐち まさる 川 口 勝 (昭和35年11月 2 日) 所有する当社株式の数 33,500株	取締役 トイホビー戦略 ビジネスユニット 担当	昭和58年 4 月 (株)バンダイ入社 平成14年 4 月 (株)バンダイ執行役員ベンダー事業部ゼネラルマネージャー 平成18年 4 月 (株)バンダイ取締役流通政策担当 平成22年 4 月 (株)バンダイ常務取締役ホビー事業政策 品質保証政策担当 平成27年 4 月 (株)バンダイ専務取締役トイ事業政策担当 平成27年 8 月 (株)バンダイ代表取締役社長 (現在) 当社執行役員 平成28年 6 月 当社取締役トイホビー戦略ビジネスユニット担当 (現在)
			【重要な兼職の状況】 (株)バンダイ代表取締役社長
			【取締役候補者とした理由等】 トイホビー事業における豊富な経験・実績・見識を有するとともに、平成27年からは当社グループにおけるトイホビー事業の主幹会社である(株)バンダイの代表取締役社長として事業を牽引するなど、トイホビー事業とグループ経営の連携強化に適切な人材であると判断し、取締役候補者としております。
6	おおした ざとし 大 下 聡 (昭和28年 7 月 3 日) 所有する当社株式の数 47,500株	取締役 ネットワークエン ターテインメント 戦略ビジネスユニ ット担当	昭和51年 3 月 (株)バンダイ入社 平成 4 年 4 月 (株)バンダイ玩具マーケティング部長 平成11年 6 月 (株)バンダイ業務執行役員コンシューマ事業本部副本部長兼 SWAN事業部長 平成14年 3 月 バンダイネットワークス(株)入社、エグゼクティブマネージャー 平成14年 6 月 バンダイネットワークス(株)代表取締役社長 平成19年 6 月 当社取締役ネットワーク戦略ビジネスユニット担当 平成21年 4 月 (株)バンダイナムコゲームス(現 (株)バンダイナムコエンターテイン メント) 常務取締役CS事業・NE事業管掌 平成22年 4 月 バンダイビジュアル(株)代表取締役社長 平成24年 4 月 当社執行役員コンテンツ戦略ビジネスユニット担当 (株)バンダイナムコゲームス代表取締役社長 (現在) 当社取締役コンテンツ戦略ビジネスユニット担当 平成24年 6 月 平成27年 1 月 BANDAI NAMCO (SHANGHAI) CO.,LTD. 董事長 平成27年 4 月 当社取締役ネットワークエンターテインメント戦略ビジネスユニ ット担当 (現在) 平成28年10月 (株)バンダイナムコスタジオ代表取締役会長
			【重要な兼職の状況】 (株)バンダイナムコエンターテインメント代表取締役社長
			【取締役候補者とした理由等】 当社グループにおけるトイホビー・ネットワークエンターテインメント・映像音楽プロデュースの各事業に幅広く携わり、豊富な経験・実績・見識を有するとともに、平成24年からは当社グループにおけるネットワークエンターテインメント事業の主幹会社である(株)バンダイナムコエンターテインメントの代表取締役社長として事業を牽引するなど、ネットワークエンターテインメント事業とグループ経営の連携強化に適切な人材であると判断し、取締役候補者としております。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	当社における 地位・担当	略 歴
7	かわ しろ かず み 川 城 和 実 (昭和34年11月 4 日) 所有する当社株式の数 16,600株	取締役 映像音楽プロデュ ース戦略ビジネス ユニット担当	昭和57年 4 月 (株)キャニオンレコード (現 (株)ポニーキャニオン) 入社 平成 元 年 7 月 (株)バンダイ入社 平成 6 年 4 月 バンダイビジュアル(株)入社 平成 9 年 9 月 バンダイビジュアル(株)制作本部制作部長 平成11年 3 月 バンダイビジュアル(株)映像事業本部副本部長兼映像企画部長 平成11年 5 月 バンダイビジュアル(株)取締役映像事業本部副本部長兼映像企画部長 平成15年 5 月 バンダイビジュアル(株)代表取締役社長 平成19年 6 月 当社取締役映像音楽コンテンツ戦略ビジネスユニット担当 平成22年 4 月 バンダイビジュアル(株)取締役副社長 平成24年 4 月 バンダイビジュアル(株)代表取締役社長 (現在) 平成27年 4 月 当社執行役員映像音楽プロデュース戦略ビジネスユニット担当 平成27年 6 月 当社取締役映像音楽プロデュース戦略ビジネスユニット担当 (現在)
			【重要な兼職の状況】 バンダイビジュアル(株)代表取締役社長
【取締役候補者とした理由等】 映像音楽プロデュース事業における豊富な経験・実績・見識を有するとともに、平成24年からは当社グループにおける映像音楽プロデュース事業の主幹会社であるバンダイビジュアル(株)の代表取締役社長として事業を牽引するなど、映像音楽プロデュース事業とグループ経営の連携強化に適切な人材であると判断し、取締役候補者としております。			
8	社 外 まつ だ ゆずる 松 田 譲 (昭和23年 6 月25日) 所有する当社株式の数 一株	取締役	昭和52年 4 月 協和発酵工業(株) (現 協和発酵キリン(株)) 入社 平成12年 6 月 協和発酵工業(株)執行役員医薬総合研究所長 平成14年 6 月 協和発酵工業(株)常務取締役総合企画室長 平成15年 6 月 協和発酵工業(株)代表取締役社長 平成20年10月 協和発酵キリン(株)代表取締役社長 平成24年 3 月 協和発酵キリン(株)相談役 平成24年 6 月 (公財)加藤記念バイオサイエンス振興財団理事長 (現在) 平成26年 6 月 (株)クボタ社外取締役 (現在) 当社社外取締役 (現在) 平成27年 6 月 J S R (株)社外取締役 (現在)
			【重要な兼職の状況】 (公財)加藤記念バイオサイエンス振興財団理事長 (株)クボタ社外取締役 J S R (株)社外取締役
【社外取締役候補者とした理由ならびに社外取締役としての適格性】 企業経営者としての豊富な経験があり、人格・識見ともに優れていることから、経営の監督とチェック機能をより強化するとともに、幅広い経営視点を取り入れることを期待したものであり、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと考えております。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	当社における 地位・担当	略 歴
9	社 外 くわばら さとこ 桑 原 聡 子 (昭和39年11月 1 日) 所有する当社株式の数 一株	取締役	平成 2 年 4 月 弁護士登録 森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）入所 平成10年 1 月 森・濱田松本法律事務所パートナー（現在） 平成28年 6 月 当社社外取締役（現在）
			【重要な兼職の状況】 弁護士 森・濱田松本法律事務所パートナー
		【社外取締役候補者とした理由ならびに社外取締役としての適格性】 過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営には関与しておりませんが、長年にわたり弁護士として活躍されていることから、主にリーガルリスクの観点での経営の監督とチェックがなされることを期待したものであり、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと考えております。	
10	社 外 の ま みき はる 野 間 幹 晴 (昭和49年11月 6 日) 所有する当社株式の数 一株	取締役	平成14年 4 月 横浜市立大学商学部専任講師 平成15年10月 横浜市立大学商学部助教授 平成16年10月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科助教授 平成19年 4 月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科准教授（現在） 平成28年 6 月 当社社外取締役（現在）
			【重要な兼職の状況】 一橋大学大学院国際企業戦略研究科准教授
		【社外取締役候補者とした理由ならびに社外取締役としての適格性】 過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営には関与しておりませんが、企業戦略に関する研究と教鞭活動を行っていることから、その深い学識をもって経営の監督とチェックがなされることを期待したものであり、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと考えております。	

(注) 1. 松田 譲、桑原聡子、野間幹晴の各氏は、社外取締役候補者であります。なお、各氏は現に当社の社外取締役であり、就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、松田 譲氏が約3年、桑原聡子および野間幹晴の両氏が約1年となります。

2. 社外取締役としての独立性

社外取締役候補者である松田 譲、桑原聡子、野間幹晴の各氏は、当社の定める社外役員の独立性に関する基準（11頁「社外役員の独立性に関する基準」参照）を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有していると判断したため、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、本定時株主総会における選任後、当社の独立役員となる予定であります。

3. 各社外取締役候補者と当社との間で、会社法第427条第1項の責任限定契約を締結する予定はありません。

4. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

社外役員の独立性に関する基準<ご参考>

当社は、以下のとおり「社外役員の独立性に関する基準」を定め、この基準をもとに社外役員を選任しております。

社外役員の独立性に関する基準

当社の社外取締役または社外監査役が独立性を有していると判断される場合には、当該社外取締役または社外監査役が以下のいずれの基準にも該当してはならないこととしています。

- ① 当社（当社グループ会社を含む。以下、同じ。）を主要な取引先とする者
- ② 当社を主要な取引先とする会社の業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人である者
- ③ 当社の主要な取引先である者
- ④ 当社の主要な取引先である会社の業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人である者
- ⑤ 当社から役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
- ⑥ 当社から、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
- ⑦ 当社から一定額を超える寄付または助成を受けている者
- ⑧ 当社から一定額を超える寄付または助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者
- ⑨ 当社の業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人である者
- ⑩ 上記①－⑨に過去5年間に於いて該当していた者
- ⑪ 上記①－⑨に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族
- ⑫ 当社または当社の子会社の取締役、執行役もしくは支配人その他の重要な使用人である者の配偶者または二親等以内の親族

- (注) 1. ①および②において、「当社を主要な取引先とする者（または会社）」とは、「直近事業年度におけるその者（または会社）の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者（または会社）」をいう。
2. ③および④において、「当社の主要な取引先である者（または会社）」とは、「直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者（または会社）、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者（または会社）」をいう。
3. ⑤、⑦および⑧において、「一定額」とは、「年間1,000万円」であることをいう。
4. ⑥において、「一定額」とは、「直近事業年度における法人、組合等の団体の総売上高の2%以上または1億円のいずれか高い方」であることをいう。

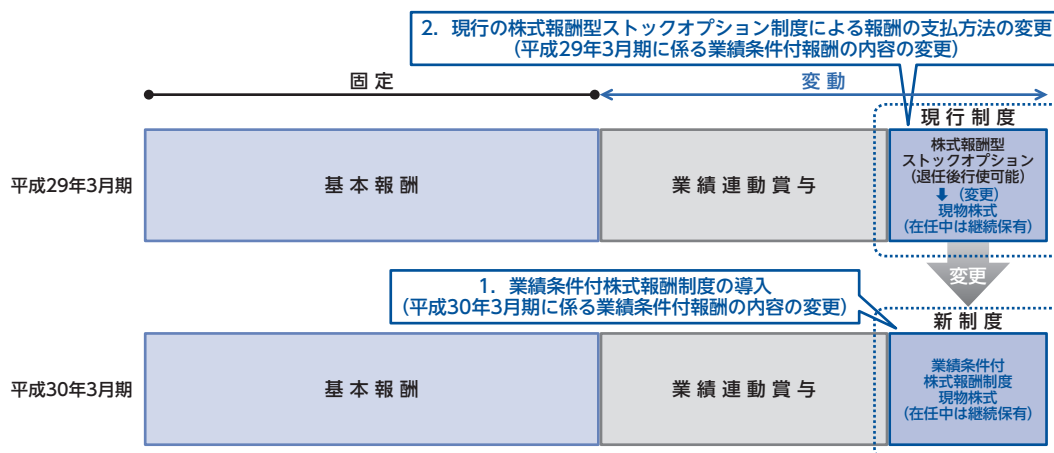
第3号議案

取締役を対象とする業績条件付報酬の内容の変更
(業績条件付株式報酬制度への移行) の件

当社の社外取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」といいます。）に対する業績条件付報酬を、年額1億6千万円を上限にご承認いただいている現行の株式報酬型ストックオプション制度から、同額の年額1億6千万円を上限として、当社普通株式を付与するための金銭報酬債権および金銭を支給する制度（以下、「業績条件付株式報酬制度」といいます。）に移行させることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案が承認可決されることを条件に、現行の株式報酬型ストックオプション制度に基づく株式報酬型ストックオプションの付与は行わないことといたします。

（ご参考）当社の取締役報酬（社外取締役を除く。）の全体像、および本議案による変更箇所につきましては、下図をご参照ください。



（注）上記に加えて、旧制度に基づき、平成25年3月期および平成27年3月期の目標業績を達成したことにより付与された株式報酬型ストックオプションについて、権利行使の期間および条件の一部変更のご承認をお願いしております。

3. 旧制度に基づき付与された株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の内容の変更
(付与済みの業績条件付報酬の内容の変更)

1. 業績条件付株式報酬制度の導入（平成30年3月期に係る業績条件付報酬の内容の変更）

当社の対象取締役に対する報酬は、固定報酬としての基本報酬と変動報酬としての業績連動賞与、株式報酬型ストックオプションにより構成されております。

株式報酬型ストックオプション制度について、当社は、平成27年6月22日開催の当社第10回定時株主総会において、「バンダイナムコグループ中期計画（平成27年4月～平成30年3月）」（以下、「本中期計画」といいます。）に対応させる形で、対象取締役に対して、株式報酬型ストックオプションを年額1億6千万円を上限として付与すること（以下、「現行制度」といいます。）につき、ご承認（かかる承認決議を、以下、「現行制度承認決議」といいます。）をいただいております。

現行制度は、割当ての条件として業績達成基準（当社の連結営業利益500億円以上）を設けることにより、業績達成基準を充足しなければ、そもそも株式報酬型ストックオプションが付与されないこととし、取締役に本中期計画に掲げる目標業績の達成を強く志向させることを意図しております。また、付与の有無および水準は、本中期計画期間中の各事業年度において判定しております。

今般、我が国の取締役の株式報酬制度について、取締役に対して金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資財産として払い込むことにより、取締役に対する直接の株式交付を行うための各種の制度整備がなされました。当社は、かかる制度整備を踏まえ、取締役が直接株式を保有することにより、株主の皆さまとの価値共有をより深める観点から、取締役報酬制度の見直しを行い、業績条件付報酬としての現行制度承認決議を一部変更し、本中期計画の最終年度である平成30年3月期において、現行制度の考え方を踏襲しつつ、現行制度に代えて、業績条件付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することといたしたく存じます。

具体的には、本議案に基づき、現行制度承認決議の報酬枠と同じく年額1億6千万円を上限として、対象取締役に対して、現行制度承認決議に基づく平成30年3月期に係る株式報酬型ストックオプションに代えて、平成30年3月期に係る業績条件付報酬として金銭報酬債権（当社普通株式の払込みに係る現物出資財産）および金銭を支給することといたしたく、ご承認をお願いするものであります。

本制度への移行により、取締役等が在任中に株式を直接保有することが可能となり、現行制度以上に、株主の皆さまとの価値共有が深まるものと考えております。さらに、本制度により交付する当社普通株式については、現行制度と同様に取締役等在任中における株主の皆さまとの価値共有を継続的に担保するため、取締役等在任中の売却を制限し、退任時まで継続的に保有するものいたします。交付する当社普通株式の数は1事業年度につき40,000株以内といたします。なお、報酬の一部を金銭報酬債権としてではなく金銭で支給するのは、取締役への当社普通株式の交付時に生じる納税資金への充当を可能とするためです。

なお、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は、7名となります。

本制度の内容は次のとおりであります。

(1) 本制度の概要

本制度は、現行制度同様に、対象取締役に対して、本中期計画期間の最終年度である平成30年3月期（以下、「評価対象期間」といいます。）における当社連結営業利益が500億円以上となった場合にのみ、連結営業利益の数値に応じて、当社普通株式（※）および金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を交付または支給する制度です。

（※）本制度における当社普通株式の交付の方法

当社は、対象取締役に対して、報酬として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権を現物出資財産として払い込むことにより、当社普通株式の交付を受けることとなります。

(2) 本制度における報酬額の上限

金銭報酬債権（上記(1)のとおり、対象取締役が当社普通株式の交付を受けるために支給されるものです。）および金銭の額は、評価対象期間の連結営業利益の数値に応じて年額1億6千万円を上限として定められるものとします（※）。

（※）連結営業利益が500億円に満たない場合は金銭報酬債権および金銭を支給しないこととし、連結営業利益が500億円以上の場合には、連結営業利益の増加に応じて最大で1億6千万円までの範囲で支給額が変動するものとします。

(3) 対象取締役が交付を受ける株式の総数の上限

1事業年度につき40,000株（発行済株式総数の0.02%）以内とします。

なお、1株当たりの払込金額は、下記(4)に定める取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値等、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会にて決定します。

(4) 対象取締役に対する当社株式等の交付要件

本制度においては、評価対象期間が終了し、対象取締役が以下の要件を満たした場合に当社株式等を交付または支給するものとします。各対象取締役に交付または支給する当社株式等の額については、評価対象期間経過後に開催される取締役会で決定するものとします。

- ① 評価対象期間中に取締役等として在任したこと
- ② 一定の非違行為がなかったこと
- ③ 取締役会が定めたその他必要と認められる要件

2. 現行の株式報酬型ストックオプション制度による報酬の支払方法の変更（平成29年3月期に係る業績条件付報酬の内容の変更）

今般、上記1のとおり、当社は、平成30年3月期に係る業績条件付報酬として業績条件付株式報酬制度を導入することとし、これにより、取締役に對して直接当社普通株式を交付することが可能となることから、株主の皆さまとの価値共有をより一層促進するため、業績達成基準の指標とした連結営業利益の数値がすでに確定した平成29年3月期に係る業績条件付報酬としての株式報酬型ストックオプションにつきましても、株式報酬型ストックオプションではなく、本制度と同様に、直接株式を交付することができるよう、現行制度承認決議を一部変更することといたしたく存じます。

具体的には、本議案に基づき、現行制度承認決議と同じく年額1億6千万円を上限として、対象取締役に對して、現行制度承認決議に基づく平成29年3月期に係る株式報酬型ストックオプションに代えて、平成29年3月期に係る業績条件付報酬として金銭報酬債権（当社普通株式の払込みに係る現物出資財産）および金銭を支給することといたしたく、ご承認をお願いするものであります。

取締役等在任中の株式直接保有により株主の皆さまとの価値共有をより深めることを意図していること、当該価値共有の継続的担保のため取締役等在任中の株式売却を制限すること、交付する当社普通株式の数は1事業年度につき40,000株以内とすること、および、報酬の一部を金銭で支給する理由も、上記1と同様であり、平成29年3月期における当社連結営業利益を上記1(1)の評価対象期間とするほかは、上記1に記載の業績条件付株式報酬制度の内容と同様です。

なお、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、平成29年3月期に係る業績条件付報酬として金銭報酬債権（当社普通株式の払込みに係る現物出資財産）および金銭が支給される対象取締役は、7名となります。

3. 旧制度に基づき付与された株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の内容の変更（付与済みの業績条件付報酬の内容の変更）

当社は、平成24年6月18日開催の当社第7回定時株主総会において、当社取締役に対して、バンダイナムコグループ中期計画（平成24年4月～平成27年3月）（以下、「前中期計画」といいます。）における業績目標の達成を条件に、前中期計画期間内の各事業年度の業績条件付報酬として株式報酬型ストックオプションを付与する報酬制度（以下、「旧制度」といいます。）を導入いたしました。現に、前中期計画期間中の平成25年3月期および平成27年3月期は、目標を達成したことから、平成25年5月21日開催の取締役会、および平成27年5月21日開催の取締役会において新株予約権の発行を決議し、株式報酬型ストックオプションを付与しております。

今般、上記1のとおり、当社は、平成30年3月期に係る業績条件付報酬として業績条件付株式報酬制度を導入することとし、これにより、取締役に対して直接当社普通株式を交付することが可能となることから、旧制度に基づき付与され、権利行使がなされていない株式報酬型ストックオプションについても、早期の権利行使および株式の取得を実現し、株主の皆さまとの価値共有をより一層促進するため、以下のとおり権利行使の期間および条件の一部を変更することといたしたく存じます。なお、かかる変更後においても、株式報酬型ストックオプションの行使により取得する当社普通株式については、取締役等在任中の売却を制限し、退任時まで継続的に保有するものとするにより（ただし、株式報酬型ストックオプションの行使にともない生じる納税資金確保の観点から必要となる場合を除きます。）、変更後においても、変更前の旧制度と同様に、取締役等在任中の株主の皆さまとの価値共有は担保されていると考えております。

① 平成25年5月21日開催の取締役会決議に基づく新株予約権

【変更前】

- ・新株予約権を行使することができる期間

平成25年6月5日から平成45年6月4日まで

- ・新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、上記の期間内において、当社または当社子会社の取締役、監査役および使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。

【変更後】

- ・新株予約権を行使することができる期間

平成25年6月5日から平成30年6月19日まで

- ・新株予約権の行使の条件

(削除)

② 平成27年5月21日開催の取締役会決議に基づく新株予約権

【変更前】

- ・新株予約権を行使することができる期間

平成27年6月5日から平成47年6月4日まで

- ・新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、上記の期間内において、当社または当社子会社の取締役、監査役および使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。

【変更後】

- ・新株予約権を行使することができる期間
平成27年6月5日から平成30年6月19日まで
- ・新株予約権の行使の条件
(削除)

以 上

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度における経済環境は、国内においては個人消費の回復や企業収益の改善などにより緩やかな回復傾向で推移したものの、経済全体の先行きについては不透明な状況が続きました。海外においては、個人消費は堅調に推移しましたが、一部地域において政治情勢の不透明感などが消費に影響を与えました。

このような環境のなか、当社グループは、平成27年4月にスタートした3ヵ年の中期計画のビジョン「NEXT STAGE 挑戦・成長・進化」のもと、中長期的な成長に向けて、ＩＰ（Intellectual Property:キャラクターなどの知的財産）を最適なタイミングで、最適な商品・サービスとして提供することでＩＰ価値の最大化をはかる「ＩＰ軸戦略」の強化に向け、新規ＩＰの創出育成やターゲットの拡大、新たな事業の拡大などの施策を推進しました。

また、アジアや欧米などの海外において展開するＩＰや事業領域およびエリアの拡大に取り組みました。

事業面では、ネットワークコンテンツおよび海外の家庭用ゲームを中心に好調だったネットワークエンターテインメント事業、主力ＩＰ作品を中心に好調だった映像音楽プロデュース事業が前事業年度を上回りました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高620,061百万円（前事業年度比7.7%増）、営業利益63,238百万円（前事業年度比27.4%増）、経常利益63,290百万円（前事業年度比24.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益44,159百万円（前事業年度比27.7%増）となりました。

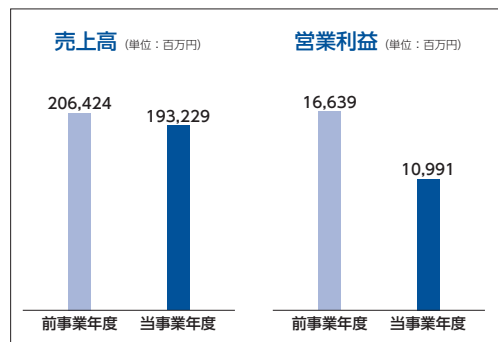
② 事業別の営業概況

事業別	売上高（百万円）			営業利益（百万円）		
	前事業年度	当事業年度	増減額	前事業年度	当事業年度	増減額
トイホビ－	206,424	193,229	△13,195	16,639	10,991	△5,647
ネットワーク エンターテインメント	320,941	380,273	59,331	23,930	44,298	20,367
映像音楽プロデュース	51,967	56,290	4,322	11,665	13,436	1,771
その他の	27,456	26,797	△658	1,123	702	△421
消去又は全社	(31,285)	(36,529)	△5,244	(3,717)	(6,190)	△2,473
連 結	575,504	620,061	44,556	49,641	63,238	13,597

トイホビー事業

トイホビー事業につきましては、国内およびアジアにおいて収益性の高い商品が人気となった前事業年度を下回りましたが、各地域において主力となる定番 I P 商品が好調に推移しました。国内においては、「機動戦士ガンダム」シリーズや「仮面ライダー」シリーズ、「スーパー戦隊」シリーズ、「プリキュア」シリーズなどの定番 I P 商品が好調に推移したほか、大人層に向けたターゲット拡大や I P ラインナップ拡充に取り組むなど I P 軸戦略強化に向けた施策を実施しました。海外においては、アジア地域において「機動戦士ガンダム」シリーズの商品や大人層向けのコレクション性の高い玩具などが人気となりました。欧米地域では、「Power Rangers（パワーレンジャー）」シリーズの商品が人気となったほか、現地発 I P の商品化を行うなど I P ラインナップの強化に取り組みました。

この結果、トイホビー事業における売上高は193,229百万円（前事業年度比6.4%減）、営業利益は10,991百万円（前事業年度比33.9%減）となりました。



主要な事業内容

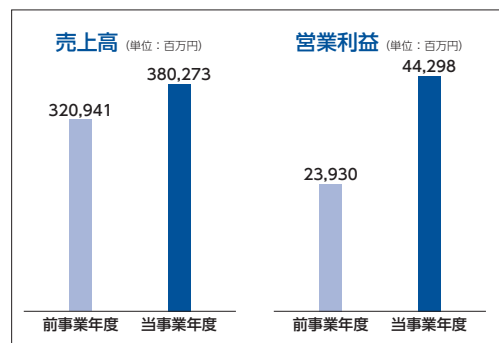
玩具、菓子・食品、自動販売機用商品、カード、模型、アパレル、生活用品、文具などの製造・販売

ネットワークエンターテインメント事業

ネットワークエンターテインメント事業につきましては、家庭用ゲームにおいて、欧米地域における新作タイトル「DARK SOULS (ダークソウル) Ⅲ」や「DRAGONBALL XENOVERSE (ドラゴンボール ゼノバース) 2」の販売が好調に推移しました。スマートフォン向けゲームアプリケーションなどのネットワークコンテンツにおいては、ワールドワイド展開している「ドラゴンボールZ ドッカンバトル」や「ワンピース トレジャークルーズ」などの

主力タイトルが人気となったことに加え、「アイドルマスター シンデレラガールズ スターライトステージ」などの国内主力タイトルが人気となりました。アミューズメント施設においては、主力施設へのリソース集中などにより国内既存店が順調に推移したほか、新業態店舗の強化などの施策に取り組みました。業務用ゲーム機においては収益改善のための基盤強化に向けた様々な施策が効果を発揮しました。このほか、家庭用ゲームや業務用ゲーム機においてはVR（バーチャルリアリティ）などの新技術を取り入れた商品・サービスの開発に積極的に取り組みました。

この結果、ネットワークエンターテインメント事業における売上高は380,273百万円（前事業年度比18.5%増）、営業利益は44,298百万円（前事業年度比85.1%増）となりました。



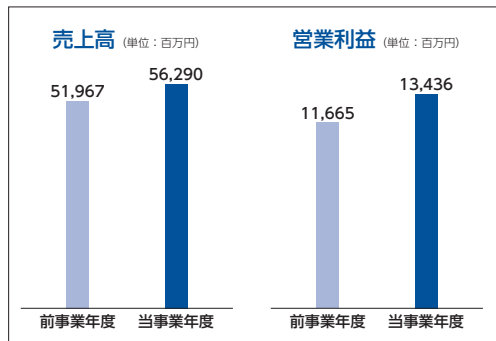
主要な事業内容

ネットワークコンテンツの企画・開発・配信、家庭用ゲーム、業務用ゲーム機、アミューズメント機器向け景品などの企画・開発・販売、アミューズメント施設などの企画・開発・運営

映像音楽プロデュース事業

映像音楽プロデュース事業につきましては、映像コンテンツと音楽コンテンツやライブイベントの連動展開を行っているIP「ラブライブ！」シリーズの人気が続きました。また、「ガールズ&パンツァー」シリーズが劇場版を中心に人気となり、映像・音楽パッケージソフト、関連商品の販売が好調に推移しました。このほか、「機動戦士ガンダム」シリーズでは、「機動戦士ガンダム THE ORIGIN（ジ オリジン）」シリーズの映像パッケージソフトなどが好調に推移しました。

この結果、映像音楽プロデュース事業における売上高は56,290百万円（前事業年度比8.3%増）、営業利益は13,436百万円（前事業年度比15.2%増）となりました。



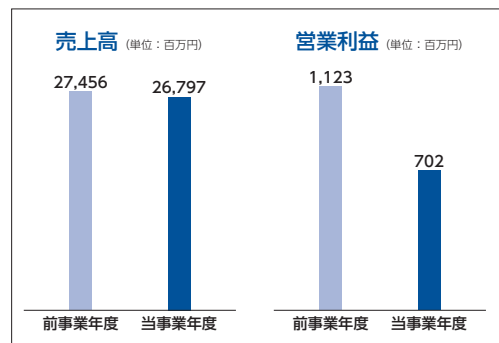
主要な事業内容

アニメーションの企画・制作・プロデュース、映像・音楽ソフトの企画・制作・販売、オンデマンド映像の配信、ライブエンターテインメント事業

その他事業

その他事業につきましては、グループのトイホビー、ネットワークエンターテインメント、映像音楽プロデュースの各戦略ビジネスユニットへ向けた物流事業、印刷事業、その他管理業務などを行っている会社から構成されており、これらのグループサポート関連業務における効率的な運営に取り組んでおります。

この結果、その他事業における売上高は26,797百万円（前事業年度比2.4%減）、営業利益は702百万円（前事業年度比37.5%減）となりました。



主要な事業内容

商品の輸送・保管、不動産管理、印刷等

③ 設備投資の状況

当事業年度において実施した企業集団の設備投資額は19,576百万円であり、その主なものは、新製品開発にともなう金型製作への投資およびアミューズメント施設・機器への投資であります。

④ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

⑤ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

⑥ 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

⑧ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

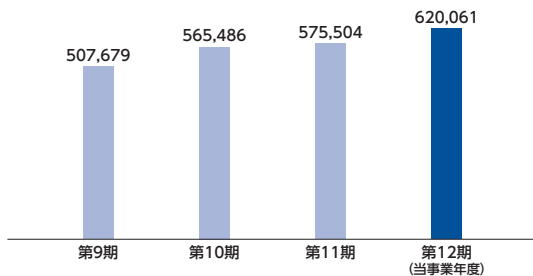
- ・当社は、株式会社ウィズの発行済株式の87.4%を計2回の公開買付により取得し、平成28年5月31日付で同社を連結子会社といたしました。その後、株式併合により、平成28年11月15日付で同社を完全子会社化いたしました。
- ・当社は、持分法適用関連会社であった株式会社アニメコンソーシアムジャパンの発行済株式の63.9%を追加取得し、平成29年3月31日付で同社を完全子会社化いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

期 別				第9期 平成26年3月期	第10期 平成27年3月期	第11期 平成28年3月期	第12期 平成29年3月期 (当事業年度)
区 分							
売	上	高	(百万円)	507,679	565,486	575,504	620,061
営	業	利	益 (百万円)	44,672	56,320	49,641	63,238
経	常	利	益 (百万円)	47,456	59,383	50,774	63,290
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			(百万円)	25,054	37,588	34,583	44,159
1 株 当 た り 当 期 純 利 益				114円05銭	171円10銭	157円43銭	201円03銭
総	資	産	(百万円)	405,092	441,763	448,336	488,032
純	資	産	(百万円)	267,951	303,512	317,304	348,784
1 株 当 た り 純 資 産 額				1,217円74銭	1,378円77銭	1,441円49銭	1,584円71銭

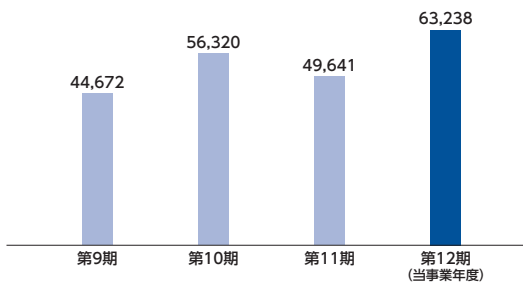
売上高

(単位：百万円)



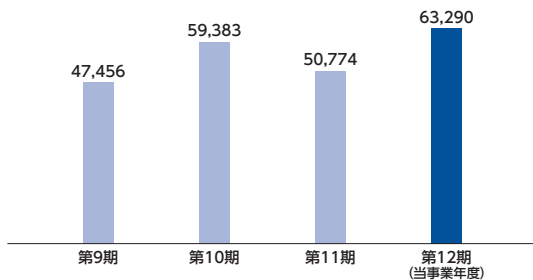
営業利益

(単位：百万円)



経常利益

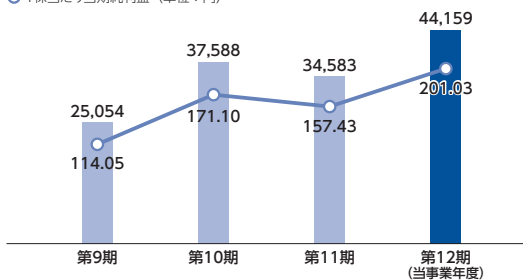
(単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益

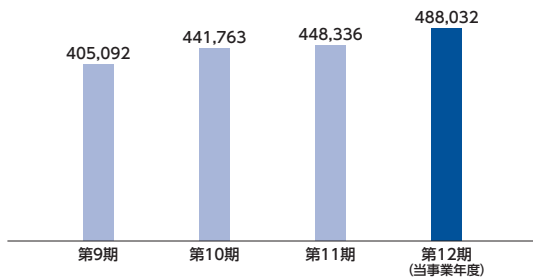
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)

○ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産

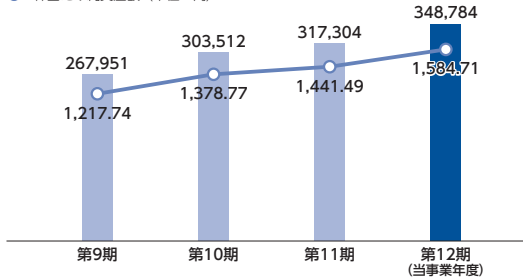
(単位：百万円)



純資産、1株当たり純資産額

■ 純資産 (単位：百万円)

○ 1株当たり純資産額 (単位：円)



(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
株 式 会 社 バ ン ダ イ	10,000百万円	100.0%	玩具、アパレル等の製造・販売
株式会社バンダイナムコエンターテインメント	10,000百万円	100.0%	ネットワークコンテンツの配信、家庭用ゲーム、業務用ゲーム機等の企画・開発・販売
バンダイビジュアル株式会社	2,182百万円	100.0%	映像コンテンツおよびパッケージソフトの企画・制作・販売
BANDAI NAMCO Holdings USA Inc.	10米ドル	100.0%	米州地域統括の純粋持株会社
B A N D A I S . A . S .	21,690千ユーロ	100.0%	欧州地域持株会社 玩具等の輸入・販売
BANDAI NAMCO Holdings UK LTD.	50,500千英ポンド	100.0%	欧州地域統括の純粋持株会社
BANDAI NAMCO Holdings ASIA CO., LTD.	103,000千香港ドル	100.0%	アジア地域統括の純粋持株会社

- (注) 1. BANDAI S.A.は、平成28年7月22日付で法人形態を株式会社（S.A.）から単純型株式会社（S.A.S.）に変更しました。
 なお、現在BANDAI S.A.S.は、トイホビー事業会社と持株会社の2つの機能を持つ事業持株会社として欧州大陸地域を統括しておりますが、この事業会社機能と持株会社機能を明確に分離し、欧州大陸地域におけるガバナンス機能を強化し、さらなるグループ内連携の促進と事業拡大をはかるための組織再編を平成29年度に実施する予定であります。
2. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループおよび当業界においては、「顧客ニーズの多様化」、「市場や環境変化への対応」、「グローバル規模での競争激化」など、対処すべき重要かつ長期にわたる課題が数多くあります。当社グループでは、中期計画に掲げた重点戦略により、これらの課題に迅速に対応してまいります。

① 各戦略ビジネスユニットを横断する課題

ＩＰ価値最大化への取り組み

当社グループでは、流通・メディアの寡占化やネットワークの普及、技術進化などの環境変化に対応するため、ＩＰの創出・育成、獲得、活用の機能を強化してまいります。具体的には、グループの事業間連動や横断プロジェクトの推進などによりＩＰ価値の最大化を追求するとともに、商品・サービス発のＩＰ創出やグループ社員によるＩＰ公募システムなどの活用を行ってまいります。また、自社ＩＰの創出育成や他社ＩＰとの取り組み強化のため、戦略的なＩＰ関連投資を行ってまいります。さらに平成28年4月に当社に設置した組織「ＩＰ戦略本部」が中心となり、中長期的に「ＩＰ軸戦略」を強化すべく、グループを横断した戦略的な取り組みを行ってまいります。

CSR（企業の社会的責任）への取り組み

当社グループは、斬新な発想とあくなき情熱でエンターテインメントを通じた「夢・遊び・感動」を、世界中の人々に提供し続けることを企業理念としております。「夢・遊び・感動」を提供し続けるために、「環境・社会貢献的責任」、「経済的責任」、「法的・倫理的責任（コンプライアンス）」の3つの責任を果たすことを盛り込んだ、グループを横断する「CSRへの取り組み」を定めております。この基本方針のもと、「グループCSR委員会」とその分科会である「グループCSR部会」、さらには「グループリスクコンプライアンス委員会」、「グループ情報セキュリティ委員会」、「内部統制委員会」を開催するとともに、各種施策に取り組んでおります。

② 各戦略ビジネスユニットにおける課題

トイホビー戦略ビジネスユニット

当業界においては、「少子化による国内市場の縮小」、「顧客ニーズの多様化」などの課題があります。これらの課題に対応するため、国内において圧倒的No.1の地位確立を目指し、ターゲット層の拡大や新規事業の創出に取り組んでおります。また、今後も成長が見込まれるアジアにおける事業拡大に向け、ＩＰラインナップや展開地域の拡大をはかっております。欧米市場においては、収益性の改善に向けた基盤づくりと主力ＩＰ展開の強化により、中期的な成長を目指してまいります。また、開発生産面においては、バリューチェーンの改革により、スピーディかつ価格競争力のある商品展開を進めてまいります。

ネットワークエンターテインメント戦略ビジネスユニット

当業界においては、「プラットフォームの多様化」、「ネットワークなどの技術進化」、「顧客ニーズの多様化」などの課題があります。これら課題に対応するため、既存の事業や商品・サービスの枠を超え、ネットワークなどの技術進化に対応した新たなエンターテインメントの創出に取り組んでまいります。スマートフォン向けゲームアプリケーションなど、ネットワークコンテンツにおいては、新たなプラットフォームへの対応、海外展開の拡大をはかっております。家庭用ゲームにおいては、技術の進化や各地域の顧客ニーズに対応したタイトルを展開してまいります。アミューズメント施設事業においては、当社グループならではの差異化された施設展開の強化、リアルとデジタルの融合によるエンターテインメントの提供など新たな施設の企画に取り組んでまいります。これら各事業における施策を推進するため、開発面においては、技術進歩や環境変化に迅速に対応するための施策を推進するなど、開発環境の整備・向上を行ってまいります。

映像音楽プロデュース戦略ビジネスユニット

当業界においては、「顧客ニーズの多様化」、「ＩＰ創出における競争激化」などの課題があります。これらの課題に対応するため、映像や音楽のパッケージ販売に加え、ライブイベントやファンクラブビジネスなどのプロダクション型ビジネスの強化を行っております。また、ＩＰ創出においては、アニメーション作品などの企画開発および制作にかかわる組織を、ハイターゲット向け作品とキッズ・ファミリー向け作品に分けることで、作品のクオリティアップやグループ内の商品・サービスとの連携強化をさらに追求してまいります。また、パートナー企業とも積極的に連携を組み、ＩＰの創出育成を強化してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援とご指導を賜われますようよろしくお願い申し上げます。

(5) 主要な営業所 (平成29年3月31日現在)

① 当社

本 社	東京都港区芝五丁目37番8号
-----	----------------

② 主要な子会社

株 式 会 社 バ ン ダ イ	東京都台東区
株式会社バンダイナムコエンターテインメント	東京都港区
バンダイビジュアル株式会社	東京都渋谷区
BANDAI NAMCO Holdings USA Inc.	アメリカ カリフォルニア
B A N D A I S . A . S .	フランス ピュトー
BANDAI NAMCO Holdings UK LTD.	イギリス ロンドン
BANDAI NAMCO Holdings ASIA CO., LTD.	中国 香港

(6) 使用人の状況 (平成29年 3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業	使用人数	前事業年度末比増減
トイホビー事業	2,409 (2,335) 名	+65 (+477) 名
ネットワークエンターテインメント事業	3,948 (5,207)	+36 (+643)
映像音楽プロデュース事業	416 (13)	+25 (+1)
その他の事業	751 (663)	+43 (+30)
全社 (共通)	37 (-)	+1 (-)
合計	7,561 (8,218)	+170 (+1,151)

(注) 1. 使用人数は就業人員であります。
2. 使用人数欄の「かっこ書き」は、臨時使用人の当事業年度の平均雇用人員であり、外数で記載しております。
3. 「全社 (共通)」の使用人数は、当社、BANDAI NAMCO Holdings USA Inc.、BANDAI NAMCO Holdings UK LTD.および BANDAI NAMCO Holdings ASIA CO., LTD.の管理部門等の人員であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
24 (－) 名	△1 (－) 名	46.2歳	18.25年

(注) 1. 使用人数は就業人員であります。
2. 使用人数欄の「かっこ書き」は、臨時使用人の当事業年度の平均雇用人員であり、外数で記載しております。
3. 平均勤続年数の算定にあたっては、グループ会社からの転籍などにより当社で就業している使用人は、各社における勤続年数を通算しております。

(7) 主要な借入先の状況 (平成29年 3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	405 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	188
株式会社三井住友銀行	100

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

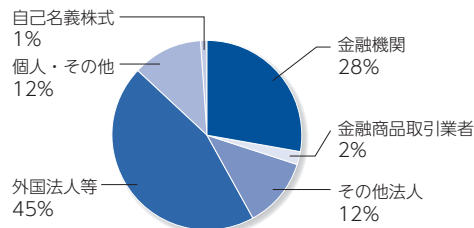
該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成29年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 1,000,000,000株
- ② 発行済株式の総数 222,000,000株
- ③ 株主数 34,359名 (前事業年度末比7,543名減少)
- ④ 大株主 (上位10名)

所有者別株式分布グラフ



株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	12,092,200 株	5.50 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	10,467,000	4.76
中村恭子	6,403,200	2.91
有限会社 ジル	6,000,000	2.73
野村信託銀行株式会社 (退職給付信託三菱東京UFJ銀行口)	4,586,100	2.09
株式会社 マル	4,400,100	2.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	4,052,300	1.84
任天堂株式会社	3,845,700	1.75
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	3,740,757	1.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	3,479,500	1.58

(注) 1. 持株比率は自己株式 (2,206,158株) を控除して計算しております。

2. 持株数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	9,993,900株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	10,142,800株
野村信託銀行株式会社 (退職給付信託三菱東京UFJ銀行口)	4,586,100株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	4,052,300株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	3,479,500株

3. 野村信託銀行株式会社 (退職給付信託三菱東京UFJ銀行口) の所有株式数4,586,100株は、(株)UFJ銀行 (現 (株)三菱東京UFJ銀行) が所有していた(株)バンダイ株式を退職給付信託として委託した信託財産が、平成17年9月29日の株式移転により当社株式と交換されたものであり、議決権の行使については(株)三菱東京UFJ銀行の指図により行使されることとなっております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
平成25年5月21日開催の取締役会決議による新株予約権
- a. 新株予約権の数
211個
 - b. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
普通株式 21,100株 (新株予約権1個につき100株)
 - c. 新株予約権の払込金額
金銭の払込みは不要とする。
 - d. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり100円(1株当たり1円)
 - e. 新株予約権を行使することができる期間
平成25年6月5日から平成45年6月4日まで
 - f. 新株予約権の行使の条件
 - i) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社または当社子会社の取締役、監査役および使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。
 - ii) 新株予約権者が死亡した場合、当該権利の行使は相続人(1名に限る。)が行うものとする。
 - iii) 新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
 - g. 当社役員の保有状況

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く)	182個	18,200株	4名
社 外 取 締 役	—	—	—
監 査 役	—	—	—

平成27年5月21日開催の取締役会決議による新株予約権

- a. 新株予約権の数
150個
- b. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
普通株式 15,000株 (新株予約権1個につき100株)
- c. 新株予約権の払込金額
金銭の払込みは不要とする。
- d. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり100円 (1株当たり1円)
- e. 新株予約権を行使することができる期間
平成27年6月5日から平成47年6月4日まで
- f. 新株予約権の行使の条件
 - i) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社または当社子会社の取締役、監査役および使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。
 - ii) 新株予約権者が死亡した場合、当該権利の行使は相続人(1名に限る。)が行うものとする。
 - iii) 新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
- g. 当社役員の保有状況

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取 締 役 (社外取締役を除く)	129個	12,900株	4名
社 外 取 締 役	—	—	—
監 査 役	—	—	—

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社子会社の取締役に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(ご参考)

当事業年度以前において当社子会社の取締役に対し交付した新株予約権の状況は、次のとおりです。

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
取締役会の決議日	平成25年5月21日	平成27年5月21日
付与対象者および人数	当社子会社の取締役 6名	当社子会社の取締役 7名
株式の種類および新株予約権の数 (注)	普通株式 15,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 12,100株 (新株予約権1個につき100株)
付与日	平成25年6月5日	平成27年6月5日
払込金額	金額の払込みは不要とする	金額の払込みは不要とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個当たり100円 (1株当たり1円)	1個当たり100円 (1株当たり1円)
新株予約権を行使することができる期間	平成25年6月5日から 平成45年6月4日まで	平成27年6月5日から 平成47年6月4日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	石 川 祝 男	
代表取締役社長	田 口 三 昭	
取 締 役	大 津 修 二	グループ管理本部長 BANDAI NAMCO Holdings USA Inc.代表取締役社長 (株)バンダイナムコビジネスアーク代表取締役社長
取 締 役	浅 古 有 寿	経営企画本部長
取 締 役	川 口 勝	トイホビー戦略ビジネスユニット担当 (株)バンダイ代表取締役社長
取 締 役	大 下 聡	ネットワークエンターテインメント戦略ビジネスユニット担当 (株)バンダイナムコエンターテインメント代表取締役社長 (株)バンダイナムコスタジオ代表取締役会長
取 締 役	川 城 和 実	映像音楽プロデュース戦略ビジネスユニット担当 バンダイビジュアル(株)代表取締役社長
取 締 役	松 田 譲	(公財)加藤記念バイオサイエンス振興財団理事長 (株)クボタ社外取締役 J S R (株)社外取締役
取 締 役	桑 原 聡 子	弁護士 森・濱田松本法律事務所パートナー
取 締 役	野 間 幹 晴	一橋大学大学院国際企業戦略研究科准教授
常 勤 監 査 役	浅 見 和 夫	
常 勤 監 査 役	神 足 勝 彦	公認会計士
監 査 役	須 藤 修	弁護士 須藤綜合法律事務所パートナー 三井倉庫ホールディングス(株)社外監査役 (株)プロネクサス社外監査役 京浜急行電鉄(株)社外監査役
監 査 役	上 條 克 彦	税理士 帝京大学法学部教授 (株)長谷工コーポレーション社外監査役

- (注) 1. 取締役松田 譲、桑原聡子、野間幹晴の各氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役神足勝彦、監査役須藤 修、監査役上條克彦の各氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役神足勝彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しているものであります。
4. 監査役須藤 修氏は、弁護士として倒産処理事件に多数関与しており、かかる案件処理に必要な財務および会計に関する知見を有しているものであります。
5. 監査役上條克彦氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しているものであります。
6. 社外取締役（松田 譲氏、桑原聡子氏、野間幹晴氏）および社外監査役（神足勝彦氏、須藤 修氏、上條克彦氏）の全員を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

③ 当事業年度中に辞任または解任された取締役および監査役

該当事項はありません。

④ 取締役および監査役の報酬等

ア. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分			支給人員	報酬等の額
取	締	役	11 名	779 百万円
監	査	役	4	67
合	計		15	847
(うち社外役員)			(7)	(80)

- (注) 1. 使用人兼務取締役はおりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月22日開催の第10回定時株主総会において、1事業年度につき8億5千万円以内（うち社外取締役分6千万円以内）とし、この8億5千万円の限度額については、うち4億円を基本報酬の限度額とし、残り4億5千万円を現金賞与分の限度額とする旨決議いただいております。また、別枠でストックオプション報酬額として年額1億6千万円以内とする旨決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、(株)バンダイおよび(株)ナムコ（現 (株)バンダイナムコエンターテインメント）の平成17年6月23日および平成17年6月25日開催の定時株主総会において、月額8百万円以内とする旨決議いただいております。

イ. 報酬を決定するにあたっての方針と手続

・報酬の基本方針

社外取締役を除く取締役に対する報酬制度については、株主の皆さまとの価値共有を促進し、説明責任を十分に果たせる客観性と透明性を備えたうえで、優秀な人材を確保・維持できる水準を勘案し、取締役による健全な企業家精神の発揮を通じて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促す報酬体系とすることを基本方針としております。

・報酬体系

社外取締役を除く取締役の報酬体系は、株主の皆さまとの価値共有を促進し、各事業年度の業績を着実に向上させ、中長期的な企業価値の向上に向けた適切なリスクテイクを支える観点から、固定報酬としての基本報酬と変動報酬としての業績連動賞与、株式報酬型ストックオプションとで構成しております。

なお、基本報酬の一定割合を役員持株会に拠出し、自社株式を購入すると同時に、在任期間中継続して保有することとしております。

報酬水準は、外部専門機関が集計・分析している経営者報酬データベースを用いて、当社の事業規模等を考慮した客観的なベンチマークを行い、年間総報酬における中長期の業績連動報酬の比率や、業績目標達成の難易度を総合的に勘案して決定しております。

なお、中期計画の期間における標準業績を達成した場合には、年間総報酬における固定報酬と変動報酬の比率はおおむね50：50となり、また株式報酬の割合は2割強となります。

・業績連動の仕組み

業績連動賞与は、主に各事業年度の当社グループの連結営業利益に応じて、あらかじめ定めた基準額の0％から200％の範囲内で、親会社株主に帰属する当期純利益の1.5％以内を限度に支給額を決定いたします。

株式報酬型ストックオプションは、当社グループの連結営業利益が一定の水準を上回る場合に限り付与するものとし、支給の有無およびその水準は、中期計画の期間における各事業年度ごとに判定いたします。

・報酬の決定手続

社外取締役を除く取締役の報酬の方針、報酬体系、業績連動の仕組みについては、社外取締役の適切な関与と助言を求める観点から、委員の過半数が社外取締役（独立社外取締役）で構成される人事報酬委員会の答申を受け、取締役会において決定しております。

なお、委員会審議においては、必要に応じて外部専門機関からの助言を得るなどして、社外取締役の判断のための十分な情報を提供しております。

・社外取締役および監査役の報酬の方針と手続

社外取締役の報酬は、独立性の確保の観点から、基本報酬のみで構成しており、各社外取締役の報酬額は、取締役会において決定しております。

監査役の報酬は、当社グループ全体の職務執行に対する監査の職責を担うことから、基本報酬のみで構成し、職位に応じて定められた額としております。なお、各監査役への報酬額は監査役会において決定しております。

なお、本定時株主総会 第3号議案「取締役を対象とする業績条件付報酬の内容の変更(業績条件付株式報酬制度への移行)の件」が原案どおり承認可決されますと、上記記載の「株式報酬型ストックオプション」は「業績条件付株式報酬」に変更となります。

⑤ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

社外役員の重要な兼職の状況は、34頁「① 取締役および監査役の状況」に記載のとおりであります。
 なお、当社と当該兼職先との間には特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

【取締役】

氏 名	取締役会(18回開催)		発言状況
	出席回数	出席率	
松 田 譲	18回	100.0%	企業経営者としての豊富な経験と見地から意見を述べるなど、幅広い視点から経営全般にわたり、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
桑 原 聡 子	14	100.0	主に弁護士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
野 間 幹 晴	14	100.0	企業戦略に関する研究と教鞭活動を通じた深い学識と見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(注) 桑原聡子、野間幹晴の両氏は、平成28年6月20日開催の第11回定株主総会において選任されたため、出席率の基準となる取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。なお、両氏の取締役就任後の取締役会の開催回数は14回であります。

【監査役】

氏 名	取締役会(18回開催)		監査役会(14回開催)		発言状況
	出席回数	出席率	出席回数	出席率	
神 足 勝 彦	18回	100.0%	14回	100.0%	主に公認会計士の見地から意見を述べるなど、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
須 藤 修	17	94.4	14	100.0	主に弁護士の見地から意見を述べるなど、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
上 條 克 彦	18	100.0	14	100.0	主に税務実務の豊富な経験、税務に関する教鞭活動を通じた深い学識と見地から意見を述べるなど、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

ウ. 親会社および子会社等から受けた役員報酬等の総額 該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 有限責任あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	82百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	243百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、BANDAI NAMCO Holdings USA Inc.、BANDAI S.A.S.、BANDAI NAMCO Holdings UK LTD.およびBANDAI NAMCO Holdings ASIA CO., LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社監査役会は、前事業年度の監査実績の分析・評価ならびに当事業年度の監査計画の内容の十分性、監査計画時間、配員計画、時間単価の相当性などを検討した結果、会計監査人の報酬等は適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「社内向け研修業務」に対して、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制

内部統制システム構築の基本方針に関する決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 当社および子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ア. 当社は、グループ企業理念およびグループコンプライアンス憲章を制定し、当社および子会社の取締役等および使用人に周知徹底をはかり、職務執行が適法かつ公正に行われるように常に心がける。
- イ. 当社取締役は、内部統制システムの構築および運用状況について定期的に取り締役会において報告をする。
- ウ. 当社は、コンプライアンスに関する規程に基づき、コンプライアンス全般を管理するコンプライアンス担当取締役を設置し、当社およびグループ全体を通して法令遵守、倫理尊重および社内規程の遵守が適切に行われる体制をとる。
- エ. 当社は、グループ内でコンプライアンス違反、あるいはそのおそれがある場合は、当社代表取締役社長を委員長とするグループリスクコンプライアンス委員会を直ちに開催し、その対応を協議決定する。
- オ. 海外においては、地域別に海外地域統括会社を定め、危機管理およびコンプライアンスの支援を行う体制をとる。
- カ. 当社および主要な子会社においては、内部通報制度として、社内相談窓口、社外顧問弁護士による社外相談窓口および直接監査役へ報告できる監査役ホットラインを設置する。
- キ. 当社および主要な子会社においては、執行部門から独立した業務監査室を設置し、内部監査による業務の適正化をはかる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ア. 当社は、文書管理に関する規程を制定し、各種会議の議事録および契約書等を集中管理するとともに、各部門においては稟議書等の重要文書を適切に保管および管理する。また、取締役および監査役はこれらの文書を常時閲覧できる体制をとる。
- イ. 当社は、グループ管理の一環として情報セキュリティに関する規程を制定し、情報が適切に保管および保存される体制をとる。

③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 当社は、グループ管理の一環として、危機管理およびコンプライアンスに関する規程を制定し、グループ全体を通して危機発生の未然防止および危機要因の早期発見に努める。

- イ. 当社は、危機発生に際して、グループリスクコンプライアンス委員会を直ちに開催し、迅速かつ的確な対応と、事業への影響の最小化をはかる。
- ウ. 当社は、大規模災害等によるグループの経営に著しい損害を及ぼす事態の発生を想定し、グループの事業継続計画（BCP）の基本方針を制定するとともに、事業の早期回復・再開を実現するため、グループにおける事業継続計画（BCP）の策定および事業継続マネジメント（BCM）体制の整備に取り組み、当社および子会社の取締役等および使用人に周知する。

④ 当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 当社は、子会社を事業セグメントごとに戦略ビジネスユニット（SBU）に分類し、その担当取締役およびその主幹会社を定め、グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する規程に基づき、効率的な事業の推進をはかる。
- イ. 当社は、3事業年度を期間とするグループ全体および各SBUの中期計画を策定し、当該中期計画に基づき、毎事業年度の予算を定める。

⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ア. 当社は、SBU報告会およびグループ経営会議等の会議を設置し、グループの連絡報告および意思決定体制を整備する。

⑥ その他当社および子会社における業務の適正を確保するための体制

- ア. 当社は、グループコンプライアンス憲章について、法令等の改正やグループを取り巻く社会環境の変化に対応して適宜見直し、また、コンプライアンスBOOKの配布および研修により、同憲章を当社および子会社の取締役等および使用人に周知徹底させる。
- イ. 当社および子会社は、業務の有効性と効率性の観点から、業務プロセスの改善および標準化に努め、また、財務報告の内部統制については、関連法規等に基づき、評価および運用を行う。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役会からの独立性に関する事項

- ア. 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを代表取締役社長に対して求めた場合、速やかにこれに対応するものとする。なお、当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先する。
- イ. 当社は、当該使用人の人事に関しては、取締役会からの独立性を確保するため、取締役および監査役はあらかじめ協議の機会をもつ。

⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ア. 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を取締役および使用人に周知徹底する。

⑨ 当社および子会社の取締役等および使用人が当社監査役に報告をするための体制

- ア. 当社および子会社の取締役等および使用人は、法令に定められた事項、その他当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況およびコンプライアンスに関する事項について、速やかに監査役会に報告をする。
- イ. 当社および子会社の取締役等および使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告をする。
- ウ. 当社は、内部通報制度として、当社監査役へ直接報告を行うことができる監査役ホットラインを設置する。

⑩ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ア. 当社は、監査役への報告や相談を行った者に対して、不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループリスクコンプライアンス規程に明文化するとともに、当社および子会社の取締役等および使用人に周知徹底する。

⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

ア. 当社は、監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 当社の取締役は、監査役が重要な会議に出席できる体制を整備するとともに、取締役および使用人との定期または随時の会合、内部監査部門および会計監査人との連携がはかられる体制を確保する。
- イ. 当社の子会社においては、規模や業態等に応じて適正数の監査役を配置するとともに、子会社の監査役が当社監査役への定期的報告を行う体制を確保する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

上記の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. 内部統制システム全般

当社および子会社における内部統制システム全般の整備・運用状況については、当社内に設置された内部統制委員会により、定期的なモニタリングおよび内部統制評価を実施し、当社取締役会に対し内部統制報告書として報告を行うとともに、その報告内容に基づき、改善を進めております。また、内部統制の評価にあたっては、当社および主要な子会社に設置された内部監査部門による適切な内部監査の実施により、その適切性、信頼性を確保することとしております。

2. コンプライアンスおよび危機管理

当社は、コンプライアンス全般を管理するコンプライアンス担当取締役を中心に、当社およびグループ全体に対して、法令遵守、倫理尊重および社内規程の遵守を徹底することを目的に、e-ラーニングによる研修等を定期的実施しております。また、当社および子会社の取締役等および使用人の行動指針としてグループコンプライアンス憲章を制定し、ポスターの掲出やコンプライアンスBOOKの配布等により、同憲章の周知徹底に努めております。さらに、当社および主要な子会社においては、内部通報制度として社内外の相談窓口および直接監査役へ報告できる監査役ホットラインを整備・運用するとともに、通報者の保護の徹底についても各社の規程にて定めております。

危機管理については、当社および子会社において危機管理に関する規程を制定するとともに、グループの事業継続計画（BCP）および事業継続マネジメント（BCM）体制の整備・運用を行い、当社および子会社の取締役等および使用人に対し、周知徹底を行っております。

当社では、コンプライアンス違反または危機発生に際しては、当社代表取締役社長を委員長とするグループリスクコンプライアンス委員会を直ちに開催し、迅速かつ的確な対応を行うとともに、当社および子会社におけるコンプライアンスおよび危機に関する情報および対応内容等について、毎月グループリスクコンプライアンス委員会事務局より、取締役会に報告を行っております。

3. 子会社経営管理

当社は、子会社を事業セグメントごとに戦略ビジネスユニット（SBU）に分類し、その担当取締役およびその主幹会社を定め、グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する規程に基づき、効率的な事業の推進をはかっております。また、SBU報告会（当事業年度は4回開催）およびグループ経営会議（当事業年度は11回開催）を定期的に開催し、グループ内の情報共有および意思決定を行っております。さらに、当社の経営企画部を中心に子会社の経営管理体制の整備・統括を行うとともに、グループならびに各SBUの中期計画および業績等について毎月モニタリング等を実施しております。なお、当社の業務監査室が、子会社に対する内部監査を定期的の実施しており、グループの内部統制における効率的なモニタリングを実施しております。

4. 取締役の職務執行

当社は、グループ企業理念、グループコンプライアンス憲章およびグループ役員心得を制定し、取締役の職務執行が適法かつ公正に行われるように周知徹底しております。また、独立社外取締役を複数名選任し、かつ、取締役会や役員研修等における独立社外取締役との積極的な意見交換を行うことで、監督機能の強化に取り組んでおります。さらに、独立社外取締役および独立社外監査役のみで構成された独立役員会により、取締役会の実効性について評価を実施し、コーポレート・ガバナンスおよび企業価値の向上に努めております。なお、当事業年度における取締役会は18回、独立役員会は1回開催されております。

5. 監査役の監査

当社の監査役は、当社および主要な子会社の取締役会およびSBU報告会等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行、法令・定款等への遵守状況について監査しております。当事業年度においては、監査役会を14回開催し、重要事項に関する監査役間の情報共有、意見交換を行っております。また、当社取締役、内部監査部門および子会社の監査役ならびに会計監査人との定期的または随時の会合を行い、監査役監査の実効性および効率性を確保しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社グループの企業価値

当社グループは、「世界で最も期待されるエンターテインメント企業グループ」をビジョンとして、エンターテインメントを通じた「夢・遊び・感動」を世界中の人々へ提供し続けることをミッションとしております。

一方、変化の速いエンターテインメント業界でグローバル規模の競争を勝ち抜くためには、強固な経営基盤を築くだけでなく、常に時代や環境の変化を先取りしたエンターテインメントを創造することが不可欠であり、ひいてはこれが当社の企業価値の向上に繋がるものと考えております。

したがって、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方を巡っても、当社の企業価値の向上に繋がるものであるか否かが考慮されなければなりません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、以上のような当社グループの経営ビジョンやミッションおよびその遂行を支えるコンテンツ等の経営資源、さらには当社に関わる様々なステークホルダーの重要性を十分理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に最大化させる者でなければならないと考えます。

したがって、当社の株式の大量取得を行おうとしている者が、おおむね次のような者として当社の企業価値を害する者である場合には、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えます。

- ・ 企業価値を毀損することが明白な者
- ・ 買収提案に応じなければ不利益な状況を作り出し、株主に売り急がせる者
- ・ 会社側に判断のための情報や、判断するための時間を与えない者

② 取り組みの具体的内容

当社取締役会は、株主の皆さまから経営を負託された者として、基本方針を実現するため、次のとおり取り組んでおります。

企業価値向上策

・中期計画の推進

平成24年4月より平成27年3月まで推進した前中期計画では、「ＩＰ軸戦略」を核とした様々な戦略を推進しました。事業面では、各市場において地域特性に応じた施策を進めました。一定のシェアを獲得している日本は「基盤事業領域」と位置づけ、各事業の強みを発揮しさらなるシェアと収益拡大を目指しました。「収益回復領域」と位置づけた欧米地域では、収益回復を最優先に取り組み、収益の安定化を目指しました。「新成長領域」と位置づけたアジア地域では、各事業の展開を強化し、新たな事業や地域の柱として育成をはかりました。平成27年4月よりスタートした3ヵ年の中期計画では、前中期計画での成果と課題を踏まえ中期ビジョン「NEXT STAGE 挑戦・成長・進化」のもと、ＩＰの世界観や特性を活かし、最適なタイミングで、最適な商品・サービスとして提供することでＩＰ価値の最大化をはかる「ＩＰ軸戦略」をさらに強化します。それに加え、グローバル市場での成長に向け、アジア地域や欧米地域における展開ＩＰや事業領域、エリア拡大などを推進します。これら中期計画に基づいた施策を推進し、環境やユーザー嗜好の変化が速い業界において安定的に収益をあげることができる基盤を強固なものとするとともに、エンターテインメント企業グループとして、次のステージを目指してまいります。

・コーポレートガバナンス体制の強化

当社は、主として戦略ビジネスユニットの主幹会社代表取締役社長が当社の取締役を兼任することにより、持株会社と事業会社、さらには事業会社間の連携を強化するとともに、グループとして迅速な意思決定を行っております。また、取締役のうち2名以上を独立社外取締役とすることで経営監督機能の強化をはかっております。これに加え、取締役会が適切に機能しているかを、客観的な視点から評価することを目的に、独立役員会を組成しております。独立役員会は、独立社外取締役3名と独立社外監査役3名の独立役員のみで構成され、事務局機能も第三者専門機関に設置しております。これにより、取締役会における、より実効性の高い監督機能の保持を行っております。

・経営効率化の推進

当社グループにおける事業再建基準を整備し、より迅速に事業動向を見極めるため、継続的なモニタリングの仕組みを強化するとともに、社内ですでに定めた指標に基づき、事業の再生・撤退を迅速に判断しております。このほか、グループ全体の業務プロセスの標準化によりコスト削減をはかり、経営の効率化を推進しております。

・人材戦略の強化

当社グループでは、海外市場における事業成長を目指すため、グローバル人材の獲得・育成の仕組みを強化しております。また、積極的なグループ内人材交流などの制度を推進することで、人材の活性化をはかっております。

・CSR（企業の社会的責任）活動の強化

当社グループは、「夢・遊び・感動」をお届けする企業として、「環境・社会貢献的責任」、「経済的責任」、「法的・倫理的責任（コンプライアンス）」の3つの責任を果たすことを盛り込んだ、グループを横断する「CSRへの取り組み」を定め、各種CSR活動を推進しております。

・積極的なIR活動

当社は、金融商品取引法および東京証券取引所の定める適時開示規則に沿って、情報開示を適時・的確に行っております。そして、株主の皆さまに対し経営戦略や事業方針について、明確に伝える透明性の高い企業でありたいと考えております。そのため、会社説明会や決算説明会など、代表取締役社長をはじめとした経営者自身が、国内外の個人投資家・機関投資家および証券アナリストなどに対し、直接語りかけていく場を充実すべく努力しております。

・積極的な株主還元策

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営の重要施策と位置づけており、当社グループの競争力を一層強化し、財務面での健全性を維持しながら、継続した配当の実施と企業価値の向上を実現していくことを基本方針としております。具体的には、安定配当額として年間24円を基本に、連結配当性向30%を目標に株主還元を実施してまいります。

さらに、配当控除後の利益については、保有資金額、業績動向、直近の株価の推移、大型投資案件の有無などを総合的に勘案したうえで、その一部を自己株式の取得に充当することを基本方針としております。

買収防衛策

当社は、現在のところ具体的な買収防衛策を導入しておりません。企業価値向上策にしたがって、経営戦略・事業戦略を遂行し、グループ企業価値を向上させることが、不適切な買収への本質的な対抗策であると考えているからです。

もっとも、株主の皆さまから経営を負託された者として、今後、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切な者が出現する場合に備え、買収防衛の体制整備にも努めてまいります。

具体的には、万一不適切な買収者が現れた場合に、当該買収者による提案に対し、経営陣が保身をはかることなく、企業価値の向上を最優先した判断を下すことができる体制を構築してまいります。そして、新株予約権等を活用した買収防衛策についても、法令や社会の動向を注視しつつ、検討してまいります。

（注）本事業報告中の表示数値未満の取り扱い、金額および株式数については切り捨て、比率その他の数値については四捨五入としております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資 産 の 部	
流 動 資 産	357,782
現 金 及 び 預 金	205,516
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	75,519
商 品 及 び 製 品	14,466
仕 掛 品	28,823
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	3,398
繰 延 税 金 資 産	9,240
そ の 他	21,271
貸 倒 引 当 金	△453
固 定 資 産	130,249
有 形 固 定 資 産	52,184
建 物 及 び 構 築 物	15,356
アミューズメント施設・機器	12,098
土 地	11,155
そ の 他	13,575
無 形 固 定 資 産	9,686
投 資 そ の 他 の 資 産	68,378
投 資 有 価 証 券	39,202
退 職 給 付 に 係 る 資 産	71
繰 延 税 金 資 産	12,444
そ の 他	18,321
貸 倒 引 当 金	△1,662
資 産 合 計	488,032

科 目	金 額
負 債 の 部	
流 動 負 債	126,110
支 払 手 形 及 び 買 掛 金	64,173
未 払 法 人 税 等	8,657
役 員 賞 与 引 当 金	1,822
返 品 調 整 引 当 金	780
そ の 他 の 引 当 金	860
そ の 他	49,815
固 定 負 債	13,138
退 職 給 付 に 係 る 負 債	5,766
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	433
そ の 他	6,938
負 債 合 計	139,248
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	357,626
資 本 金	10,000
資 本 剰 余 金	52,064
利 益 剰 余 金	297,984
自 己 株 式	△2,423
その他の包括利益累計額	△9,519
その他有価証券評価差額金	7,884
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	210
土 地 再 評 価 差 額 金	△5,693
為 替 換 算 調 整 勘 定	△8,725
退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△3,195
新 株 予 約 権	99
非 支 配 株 主 持 分	577
純 資 産 合 計	348,784
負 債 純 資 産 合 計	488,032

連結損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		620,061
売上原価		396,302
売上総利益		223,759
販売費及び一般管理費		160,520
営業利益		63,238
営業外収益		
受取利息	318	
受取配当金	275	
持分法による投資利益	556	
その他の	1,029	2,179
営業外費用		
支払利息	36	
為替差損	1,048	
貸倒引当金繰入額	667	
その他の	375	2,127
経常利益		63,290
特別利益		
固定資産売却益	316	
投資有価証券売却益	72	
その他の	67	455
特別損失		
減損損失	1,306	
固定資産除却損	545	
その他の	1,034	2,886
税金等調整前当期純利益		60,860
法人税、住民税及び事業税	17,343	
法人税等調整額	△680	16,662
当期純利益		44,197
非支配株主に帰属する当期純利益		37
親会社株主に帰属する当期純利益		44,159

連結株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	52,246	265,231	△2,410	325,067
当期変動額					
剰余金の配当			△11,429		△11,429
親会社株主に帰属する当期純利益			44,159		44,159
自己株式の取得				△4	△4
自己株式の処分		0		0	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△182			△182
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				△8	△8
土地再評価差額金の取崩			22		22
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△182	32,753	△12	32,558
当期末残高	10,000	52,064	297,984	△2,423	357,626

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	6,907	△706	△5,670	△5,788	△3,145	△8,403	99	541	317,304
当期変動額									
剰余金の配当									△11,429
親会社株主に帰属する当期純利益									44,159
自己株式の取得									△4
自己株式の処分									0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動									△182
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減									△8
土地再評価差額金の取崩			△22			△22			－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	977	916	－	△2,936	△50	△1,092	－	36	△1,055
当期変動額合計	977	916	△22	△2,936	△50	△1,115	－	36	31,479
当期末残高	7,884	210	△5,693	△8,725	△3,195	△9,519	99	577	348,784

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資 産 の 部	
流 動 資 産	96,192
現金及び預金	85,788
営業未収入金	431
前払費用	330
繰延税金資産	86
未収入金	9,052
その他	502
固 定 資 産	258,504
有 形 固 定 資 産	2,113
建物	1,435
機械及び装置	49
工具、器具及び備品	626
その他	1
無 形 固 定 資 産	1,776
ソフトウェア	1,005
その他	771
投資その他の資産	254,614
投資有価証券	22,373
関係会社株式	230,355
その他	1,885
資 産 合 計	354,697

科 目	金 額
負 債 の 部	
流 動 負 債	97,314
関係会社短期借入金	90,677
未払金	1,734
未払法人税等	3,872
役員賞与引当金	347
株式報酬引当金	270
その他	411
固 定 負 債	6,125
繰延税金負債	2,551
退職給付引当金	30
長期未払金	1,582
関係会社預り保証金	1,472
その他	487
負 債 合 計	103,439
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	243,328
資 本 本 金	10,000
資 本 剰 余 金	174,284
資本準備金	2,500
その他資本剰余金	171,784
利 益 剰 余 金	61,371
利益準備金	1,645
その他利益剰余金	59,726
別途積立金	26,104
繰越利益剰余金	33,621
自 己 株 式	△2,326
評価・換算差額等	7,829
その他有価証券評価差額金	7,829
新 株 予 約 権	99
純 資 産 合 計	251,257
負 債 純 資 産 合 計	354,697

損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
関係会社受取配当金	21,151	
関係会社経営管理料	3,157	24,309
営 業 費 用		
一般管理費		5,205
営 業 利 益		19,103
営 業 外 収 益		
受取利息	12	
受取配当金	183	
受取賃貸料	1,760	
その他の	112	2,069
営 業 外 費 用		
支払利息	28	
不動産賃貸費用	1,760	
その他	151	1,939
経 常 利 益		19,233
特 別 利 益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	0	0
特 別 損 失		
関係会社株式評価損	6,962	
その他	89	7,051
税 引 前 当 期 純 利 益		12,182
法人税、住民税及び事業税	△146	
法人税等調整額	△71	△217
当 期 純 利 益		12,399

株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
						別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	10,000	2,500	171,784	174,284	1,645	26,104	32,651	60,401	△2,322	242,363
当期変動額										
剰余金の配当							△11,429	△11,429		△11,429
当期純利益							12,399	12,399		12,399
自己株式の取得									△4	△4
自己株式の処分										
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	969	969	△4	965
当期末残高	10,000	2,500	171,784	174,284	1,645	26,104	33,621	61,371	△2,326	243,328

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	6,941	6,941	99	249,403
当期変動額				
剰余金の配当				△11,429
当期純利益				12,399
自己株式の取得				△4
自己株式の処分				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	888	888	－	888
当期変動額合計	888	888	－	1,854
当期末残高	7,829	7,829	99	251,257

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月18日

株式会社バンダイナムコホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大塚 敏 弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩出 博 男 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永 峯 輝 一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社バンダイナムコホールディングスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バンダイナムコホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月18日

株式会社バンダイナムコホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大塚 敏 弘 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 岩出 博 男 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 永 峯 輝 一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バンダイナムコホールディングスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、第12期監査計画（監査の方針、業務分担、監査の方法等）を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、上記監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月18日

株式会社バンダイナムコホールディングス 監査役会

常 勤 監 査 役 浅 見 和 夫 ㊞

常勤監査役(社外監査役) 神 足 勝 彦 ㊞

監 査 役(社外監査役) 須 藤 修 ㊞

監 査 役(社外監査役) 上 條 克 彦 ㊞

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

【会場】 グランドプリンスホテル新高輪「飛天」

東京都港区高輪三丁目13番1号

電話 03 (3442) 1111

【交通】 **A** 新幹線・JR線・京浜急行線 品川駅（高輪口）下車 徒歩：5分

B 都営地下鉄浅草線 高輪台駅下車 徒歩：3分

